

1面のつづき

地震に備えた補助制度

- 家具転倒防止器具の取り付け
(高年者・障がい者世帯対象)
- 電動ドライバー等無料貸出
- 危険ブロック塀の撤去費用を補助

☎危機管理課へ。☎922-0614 ☎922-6591

家具転倒防止器具を取り付けます

■対象 15歳未満の人・65歳以上の人・障がい者手帳を所有している人のみで、市税等の滞納がない世帯

■助成金額 (個数)

1世帯あたり9000円 (家具3個まで)

<確認してください>

- ・壁にねじで穴を開けて取り付けるので、賃貸住宅の人は住宅所有者の同意書が必要です
- ・市の登録業者が取り付けます



無料 電動ドライバー・間柱センサー貸出

上記助成の対象世帯ではない人に、取り付けに便利な電動ドライバーや壁内の取り付けに適した場所を探す間柱センサーを貸し出します。

危険なブロック塀の撤去費用を補助

基礎部分を含めた撤去が対象で、一部のみの撤去や再設置に係る費用は対象外。また、業者等に依頼する前に危機管理課へ申請してください。

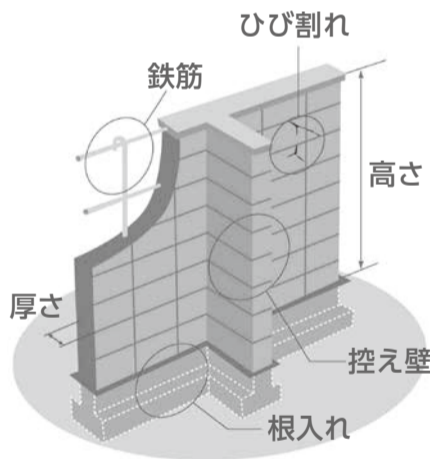
■対象

道路や歩道に接し、以下のいずれかに該当するブロック塀等

- ・塀の高さが地盤から2.2mより大きい
- ・塀の厚さが10cm未満 (塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm未満) である
- ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上の突出した控え壁がない
- ・コンクリートの基礎 (根入れ) がない
- ・塀に傾き、ひび割れがある

■補助金額

費用の3分の2 (上限40万円、1000円未満は切り捨て)



住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部補助

☎建築安全課 ☎922-1958 ☎922-3148

地震による被害を最小限にするため、住宅の耐震診断・耐震改修に要した費用の一部を補助しています。

■対象となる住宅・分譲マンション

昭和56年5月31日以前に建築確認を受け工事に着手したもの (築40年程度)。

■対象者

市内に建物を所有し、自ら1年以上居住する個人 (マンションは管理組合等)。所有者が複数いる場合は、他の所有者の同意が必要です。

■注意点

- ・事前の申請が必要です。既に耐震診断または耐震改修の契約が済んでいる場合は申請できません。
- ・耐震改修の場合は、市税完納、施工業者の要件があります。
- ・完了後、令和5年3月1日までに実績報告書の提出が必要です。

■補助対象・補助金額などの詳細は市ホームページ、建築安全課

・サービスセンター・公民館で配布するパンフレットで確認してください。

耐震診断
補助の詳細
はこちら



耐震改修
補助の詳細
はこちら



無料

図面をもとに木造住宅を簡易診断 (現地調査なし)

☎平面図や間取り図を用意し、電話で建築安全課へ。

緊急情報の入手方法も確認しておきましょう



テレビ



電話



メール



ラジオ



SNS



インターネット



▲草加市からの
お知らせの入手
方法はこちら

令和5年4月入園 育成保育申込受付 (発達に心配のある乳幼児)

☎保育課 ☎922-1491 ☎922-3274

9月30日(金)
まで

令和5年4月から、市立保育園に育成保育対象児として入園を希望する人の申込受付を行います。

■対象

保護者の就労や病気等で保育を必要とし、心身に障がいのある、または発達に心配があるが、保育園での集団保育が可能な乳幼児

■必要書類

- ・医師の診断書または意見書 (書式等は問い合わせてください。)
- ・申込書 (9月5日(月)から保育課で配布)

☎9月30日(金)までに必要書類を保育課へ。



令和5年4月入園 児童発達支援センター あおば学園入園相談会

☎あおば学園 ☎936-4972



令和5年4月から、あおば学園への入園を希望する人を対象に入園相談会を開催します。

■日時

11月8日(火)~16日(水) ※(土)を除く

午後3時30分~4時30分

■会場

あおば学園仮設園舎

■対象

令和5年4月1日時点で3歳以上のおおむね歩行可能な知的障がいのある未就学児

■必要書類

入園相談会申込書、心身状況表、診断書

☎10月20日(木) (消印有効) までにあおば学園、子育て支援センターで配布する申込書等 (市ホームページ、ぽっくるんからも入手可) を郵送。